

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

当協会では、理事、監事及び評議員に係る報酬等の支給基準は、定款により無報酬と定めている。

公益財団法人群馬県消防協会定款（抜粋）

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

（報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。